

## 平成21年第3回稲城市教育委員会定例会

1 平成21年3月24日午後1時15分から、稲城市役所6階603会議室において、平成21年第3回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
稲垣 弘子  
伊勢川 岩根  
中田 中  
松尾澤 幸恵

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	加藤和秀幸
指導室長	飯島 英世
学校給食 共同調理場所長	小沢 太平
生涯学習課長	西山 誠
体育課長	岡本 育大
文化センター課長	真藤 隆之
図書館長	川廷千代子

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課長	川崎 寿治
学校教育課庶務係長	小川由紀夫
学校教育課庶務係	小沢 敏子
学校教育課庶務係	後藤 広美

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第4号議案  
「平成21年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第5号議案  
「平成21年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (6) 日程第6 第6号議案  
「平成21年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」
- (7) 日程第7 第7号議案  
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (8) 日程第8 第8号議案  
「稲城市青少年委員の委嘱について」

- (9) 日程第9 第9号議案  
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (10) 日程第10 第10号議案  
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (11) 日程第11 第11号議案  
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (12) 日程第12 第12号議案  
「稲城市立i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」
- (13) 日程第13 第13号議案  
「稲城市立学校事案決定規程の一部を改正する規程」
- (14) 日程第14 報告事項

委員長 ただ今から、平成21年第3回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1.本日の「会議録署名委員」についてをお諮りいたします。

前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。

御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議録署名委員は、中田委員にお願いいたします。

次に日程第2.「会期の決定」についてをお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決しました。

これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第4.第4号議案を先に行い、採決が終わり次第暫時休憩し、再開後は、議事日程に従って進めることといたします。よろしく申し上げます。

それでは、日程第4.第4号議案「平成21年度稲城市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

本議案につきましては人事案件であることから、秘密会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、第4号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(これより第4号議案は秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて第4号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。  
これより、第4号議案「平成21年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。  
よって、第4号議案は、原案どおり可決いたしました。  
それでは、暫時休憩といたします。

( 暫 時 休 憩 )

委員長 再開します。  
教育長から教育行政報告の申し出がございます。  
日程第3、「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長〔行政報告〕

学校教育課

1. 工事状況について
2. 寄付について
3. 第2回稲城市特別支援教育就学相談会について
4. 平成20年度学校保健会 学校医・学校歯科医・学校薬剤師と養護教諭との懇談会について
5. 平成21年度小学校入学予定児童の安全帽子配布について
6. 平成21年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
7. 複合施設ふれんど平尾関係について

指導室

1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 研修事業について
4. 教育研究奨励事業について
5. その他の事業について
6. 教育相談関係について
7. 教育センター関係について

学校給食共同調理場

1. 平成20年度給食調理数について

## 2. 「給食主任会」の開催(第6回3月期)について

### 生涯学習課

1. 社会教育委員関係について
2. 社会教育活動の振興について
3. 青少年委員関係について
4. 稲城ふれあいの森関係について
5. 芸術文化活動の振興について
6. 成人式関係について
7. 青少年育成地区委員会について
8. 文化財の保護と普及について
9. 生涯学習推進事業について
10. 学校施設コミュニティ開放事業について
11. 放課後子ども教室支援事業について

### 体育課

1. 体育指導委員協議会関係について
2. スポーツ教室について
3. 学校等開放について
4. 体力づくり運動推進事業について
5. 市立公園内運動施設管理運営について
6. 社会体育施設管理運営について
7. その他について

### 文化センター課

1. 会議について
2. 公民館主催事業の実施状況について
3. 児童館における事業の実施状況について
4. i(あい)プラザ建設事業について
5. 利用統計について

### 図書館

1. iプラザ図書館開設準備会について
2. 中央図書館行事について
3. 雑誌のリサイクル会について
4. 城山体験学習館について
5. 図書館利用状況について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第5. 第5号議案から日程第11. 第11号議案までの7議

案とも人事案件ですので、秘密会とすることに御異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 御異議なしと認めます。  
よって、第5号議案から第11号議案は秘密会といたします。  
暫時休憩いたします。

(これより第5号議案から第11号議案は秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて第5号議案から第11号議案秘密会は終了)

委員長 再開いたします。  
これより、第5号議案「平成21年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。  
よって、第5号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第6号議案「平成21年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。  
よって、第6号議案は、原案どおり可決いたしました。  
次に、第7号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。  
よって、第7号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第8号議案「稲城市青少年委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。

よって、第8号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第9号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。

よって、第9号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第10号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、第11号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。

よって、第11号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第12. 第12号議案「稲城市立i(あい)プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

教育長 本案につきましては、稲城市立i(あい)プラザ条例施行規則の様式並びにホールの使用に付随するスタジオ及び楽屋の予約期間を変更するため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、文化センター課長より説明いたします。

文化センター課長 第12号議案でございます。稲城市立i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則ということで、概要につきましては、運営事業者との協議により、稲城市立i（あい）プラザ条例施行規則の様式並びにホールの使用に付随するスタジオ及び楽屋の予約期間を変更するための改正でございます。

改正内容におきましては、3点ございます。

まず1点目でございますけれども、条文の改正等ということで、第3条におきましての改正でございます。第3条の第6項及び第7項として、登録内容の変更及び登録の廃止の規定の追加をするものでございます。また24条の改正におきましては、第3条に第6項及び第7項を加えたことに伴い、引用条項の整理をしますということでございます。こちらにおきましては、読替え規定をするというような形でございます。

続きまして、第2点でございますけれども、別表の改正というものがございます。まず別表第3から別表第6までの改正でございます。この改正に関しましては、ホール使用者がホールに付随して使用できる施設として、優先して楽屋を使用できるよう、別表第3から別表第6までの貸出施設区分から楽屋を除くものでございます。続きまして、別表7の改正でございます。この改正に関しましては、別表7を改め、付随使用できる施設について、使用者の利便性を向上するため、ホールについてはスタジオも付随使用できることとし、スタジオについては、楽屋を付随使用できることといたします。ただし、スタジオを使用する者が楽屋の付随使用を申請できる期間は、ホール使用者の楽屋使用を優先するために、ホールの申請期間が過ぎた後とするものでございます。

続きまして3点目の様式の改正でございます。まず様式第1号の改正ということで、登録の変更及び廃止の規定を加えたことに伴い、様式を追加するものでございます。続きまして、様式第3号及び様式第6号の改正でございます。この改正につきましては、施設利用者の利便性の向上及び運営の効率性の向上のため、様式第3号及び様式第6号、利用形態等の類似した施設ごとに区分するものでございます。続きまして、様式第2号及び様式第5号、並びに様式第7号から様式17号までの改正でございます。この改正につきましては、施設利用者の利便性の向上及び運営の効率性の向上のため、様式を改めるものでございます。こちらにおきましては、概要を説明させていただいたのですが、この中で新旧対照表を見ていただければと思います。

3条関係でございますけれども、先ほど述べさせていただいたように、3条の改正におきましては、6項、7項の追加をさせていただいた部分がございます。これに関しましては、iプラザの使用者登録変更申請書、それと7項につきましては、廃止の申請書ということでございます。そ



れに伴いまして、様式の1の2が増え、1の3等が増えたというような形でございます。それと続きまして第6条の関係でございますけれども、こちらに関しましては、iプラザの施設使用申請書が、旧に関しましては申請書1枚であったのですが、変更になりまして、様式が3号から様式第3号の4までということで、申請が4枚になったというようなことでございます。これにおきましては、ある程度、利用形態の類似した施設ごとにまとめて4枚になったという形でございます。それに伴いましては、1点目はホール、楽屋、スタジオの申請、それと会議室あるいは実習室の申請、ギャラリー、プレイルーム、創作室の申請用紙、それと印刷機器、保育室の申請用紙というような4点になったというところでございます。

それから第8条に関しましては、第6条と同じように、様式が1枚の申請用紙から4枚の申請用紙になったということの変更でございます。

第10条でございますけれども、こちらにおきましては、旧におきましてはiプラザ付帯設備・備品利用申請ということで、様式第6号ということで、1枚の申請書だったのですが、新におきましては、ホールとホール以外の申請という形の中で、2種類の申請用紙に分けたということが一つでございます。

2枚目に行きまして、24条関係でございますけれども、先ほど3条で2項増えたということで、こちらに指定管理者に関する読替え規定ということで、こちらのほうに6項、7項をつけ加えさせていただいたというところでございます。

続きまして別表第3という部分におきましては、先ほど述べさせていただきましたが、ホール使用に対しまして、旧に関しましては、ホール、楽屋ということで別々の申込みができたわけでございますけれども、新になりますと、本来的な貸出施設から楽屋を除いたというような形でございます。それで新のほうの下におきまして、上記以外の貸出施設という中に、楽屋を除くというような括弧書きで入れさせていただいているというのも一つでございます。

3ページも同じような形で、楽屋等を除いてございます。それから4ページ等におきましては、別表第6におきましては、同じような形でございます。

続きまして4ページの別表7でございますけれども、こちらにおきましては、新旧のほうで見ますと、ホールにおきまして付随使用できる施設というのが、旧では楽屋と保育室でございましたけれども、新のほうではスタジオを含めさせていただいたということが一つでございます。また新におきまして、スタジオにおきましては、楽屋、保育室のほうが付帯使用できる施設名ということで、今回は新たに載せさせていただいているというのが現状でございます。

備考でございますけれども、こちらにおきましては、スタジオを使用

する者が楽屋の付随使用を申請できる期間は、使用日の7日前から使用希望日までとするというような形の中で、スタジオ等を使う場合においては、ある程度、楽屋がなかなか使えないというような状況でございます。

次に5ページでございます。5ページにおきましては、先ほど様式の改正ということの中で、様式第1号の改正ということで、こちらのほうは新旧を見ていただきますと、若干様式を改めさせていただいているという部分でございます。

6ページにおきましても、3条で追加している変更の申請用紙、それから7ページにおきましては、廃止の申請用紙というような形でございます。

8ページでございますけれども、こちらにおきましても、iプラザの抽選予約申請書でございますけれども、こちらにおきましても利用者の利便性あるいは運営の効率性を踏まえた中での様式を改正をさせていただいているということでございます。新旧を見ていただきますと、かなり違っている部分がございます。

9ページでございますけれども、こちらにおきましては、先ほど第6条あるいは第8条関係ということで、様式を利用形態に類似した施設ごとに区分をしたということで、1枚様式を今度四つの区分にした様式でございます。その中では、先ほど述べさせていただいたように、ホール、楽屋、スタジオというような使用申請書でございます。

10ページにおきましては、会議室あるいは実習室の申請用紙でございます。

11ページにおきましては、ギャラリー、プレイルーム、創作室の申請用紙でございます。

12ページにおきましては、印刷室、保育室というような形の申請用紙というものでございます。

13ページにおきましては、一番最後にご説明させていただいた様式第2号あるいは第5号様式の部分におきまして、やはりこちらに関しまして、利用者の利便性あるいは運営の効率性を図るための改正でございます。

14、15ページにおきましては、14条の関係で、付帯設備あるいは備品利用申請の部分で、ホールとホール以外に分けたというものでございます。

16ページ以降におきましては、やはり利便性の向上及び運営の効率性を図るためということで、基本的に申請を改めているというのが、16ページ以降、26ページまでまたがっているということでございます。

以上でございます。

質疑等ございましたら、お願いいたします。

稲垣委員。

稲垣委員 確認したいのですけれども、楽屋というのを除くとなっておりますが、一番最初にご説明いただいたところで、区分、市民の抽選予約申込書で、前はホール、楽屋というのを、ホールはホール、で、上記以外の貸出施設とありまして、楽屋を除くということは、楽屋を単独に借りることはできないということですか。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 基本的に、今、稲垣委員さんがおっしゃったように、楽屋単独では貸すことはございません。しかしながら、ケースとしては、空いていれば貸せることはあるかと考えておりますが、基本的にはホールあるいはスタジオ等の付帯施設という形の中で、貸し出しをしていこうと考えております。

委員長 ありがとうございます。  
ほかには、いかがでしょうか。  
よろしいですか。  
中田委員。

中田委員 今のと同じような質問ですけれども、当初、この楽屋をホールに付随するということの中に盛り込んでなかったというのは、どういうことなのか。もともと余り具体的な貸し出しイメージみたいなものが固まっておらず、とりあえずルールができたからなのか、もしくは何か楽屋だけ借りるというような申込みがあって、これはまずいとなって変えたのか、その変えた理由をお聞きしたい。

委員長 文化センター課長。

文化センター課長 当初は、ホール、楽屋も別々に、1年前から予約ができるということにしております。しかし楽屋だけで使うということは、まずあり得ないだろうということで、それは付帯設備という形の中で、まず楽屋を除いて、ホールを使う方は楽屋を優先して使わせようというような考え方がございました。それと楽屋につきましては、スタジオとホール、両方で使えるという部分がございますけれども、セキュリティーの関係、楽屋に関しましての通路におきまして、出入りがある程度自由な部分がございます。そういう中では、ホールを優先して、まず楽屋を貸そうということで、ホール優先型の楽屋という形になったわけがございます。し

かしながら、スタジオでも楽屋が必要だろうということで、ホールに關しましては1年前から、基本的には使用日の8日前までと申込みができるという形でございますので、それ以降に、楽屋があいていれば、スタジオを使う方も楽屋を使用できるということで、備考も書かさせていただいた次第でございます。

委員長　　いかがでしょうか。  
はい、どうぞ。稲垣委員。

稲垣委員　非常に申請書がたくさんあって、複雑な感じがするのですが、もう少し整理できないものかなと思うのですが。例えばホールを借りると、それから付帯設備を借りると、別々の書式になっています。そうすると、そのたびに団体名等をいろいろ書かなければならないので、隣に同じホールを借りるときに付帯設備も借りる用紙がくっついていて、1枚で済むようにするとか、そういうことはできないものか、借りなければ、そこは斜線にするとか。余りにも申請書の枚数が多くなると、大変ではないかということを感じたのですが、その辺はいかがでしょう。

委員長　　文化センター課長。

文化センター課長　そういう意味では、先ほど新旧対照表の9ページあたりでございます。iプラザの施設使用申請書の中では、ホール、楽屋、スタジオという形が、一括の申請用紙で借りられるよというような部分がございますので、そういう中で、類似施設ということでは、1枚の申請用紙で3施設が借りられるというような申請用紙になっていると思います。  
以上でございます。

委員長　　よろしいですか。  
他には、いかがでしょうか。  
いろいろと、ご質問等ございました。  
それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第12号議案「稲城市立i（あい）プラザ条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

委員長　　挙手全員であります。  
よって、第12号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第13. 第13号議案「稲城市立学校事案決定規程の一部を改正する規程」を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、東京都公立学校教職員の休息時間の廃止に伴い一部改正の必要があるため、本案を提出するものです。

詳細については、指導室長より説明いたします。

指導室長 東京都公立学校の勤務時間条例が一部改正されまして、正規職員の休息時間が廃止されました。休息時間とは、一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労回復する、いわゆる手休めの時間をいいますが、これは正規の勤務時間の一部として給与支給の対象となる時間で、休憩時間とは違って、勤務場所から離れて自由に利用できる、そういう時間ではありませんでした。今回、休息時間が勤務時間であるということから、勤務時間条例が改正され、廃止になったものでございます。従いまして、本市でも、稲城市立学校事案決定規程の校長の事案決定による、別表の資料をご覧くださいなのですが、2の所属職員の管理に関することの中の2，職員の服務に関することの3でございます。職員の正規の勤務時間の割り振り、休憩時間及び休息時間に関することにつきまして、「及び休息時間」の部分を削除し、一部を改正するものでございます。

庁内でも休息時間を廃止するというようになっております。

以上でございます。

委員長 以上で詳細説明が終わりました。

質疑等ございましたら、お願いいたします。

休息と休憩の説明をもう一度、お願いいたします。

指導室長、お願いいたします。

指導室長 休憩時間とは、6時間を超える場合、45分間の休憩を与えなければならない、これは労働基準法上の約束になっております。この休憩時間とは、勤務場所を離れて自由に使える時間になっております。それから休息時間は、いわゆる手休めの時間で、勤務時間中に軽く疲労を回復する時間として、勤務時間条例の中で位置づけられておりました。従いまして、休息時間でも必要な仕事はやりながらということになっております。その違いがでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

他には、いかがでしょうか。

それでは質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第13号議案「稲城市立学校事案決定規程の一部を改正する規程」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

委員長 挙手全員であります。  
よって、第13号議案は、原案どおり可決いたしました。

次に、日程第14. 「報告事項」です。

「主任教諭選考の結果について」を、指導室長よりお願いいたします。

指導室長 主任教諭選考の結果の前に、2点、報告をさせていただきたいと思  
います。

まず1点目でございますが、教育委員の皆様には、小中学校の卒業式  
にご参列をいただきまして、ありがとうございました。卒業式における  
教職員の服務に関する事項につきましては、すべての学校で適正に行わ  
れ、またトラブル等もなく実施することができました。このことにつ  
きましては、先ほど東京都教育委員会に報告を済ませております。また本  
日、桜美林大学総合研究機構長・大学院教授の田中義郎先生より、稲城  
市の教育施策マスタープランの有効性の評価ということで、評価をいた  
だいております。お手元に資料をお配りしておりますので、ご報告いた  
します。

学校教育課長 暫時休憩をお願いします。

( 暫 時 休 憩 )

委員長 再開いたします。  
学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 今、室長からご紹介いただきました桜美林大学からの評価についてで  
ございますが、この評価につきましては、事務事業評価ということで、  
一次評価、二次評価、三次評価というようなところで、今回は二次評価  
を教育委員会に行っていたものでございます。二次評価につ  
きましては、少しご紹介させていただきますと、番号でいきますと43で、事  
務事業名が教育文化交流事業交付金事業（大空町児童との交流）という  
ふうな事業がございました。これについて、このほかに全部で20点ござ

います。特に1点だけご紹介させていただきまして、後ほど改めてご案内させていただきたいと考えているところですが、教育委員さんを、二次評価といたしまして、教育委員評価、事業の目的に対する成果も十分に達成されている。学校教育による効果を補完するだけでなく、双方の交流を通して、市民レベルの友好のもと、築く上で、その必要性が高い。相互ステイの原則により、参加予定人員にやや余裕が生じているので、その点について改善を図り、今後とも継続をすべき事業であるという内容の事業評価をいただいております。その他、19点いただいておりますので、これにつきましては、後ほど冊子にさせていただきまして、委員さんにはお配りしたい、また開示用に私どものほうに設置するような形にしたいと考えております。

桜美林大学との関係につきましては、先ほど指導室長のほうからご紹介いただきましたとおり、その内容もあわせて、今回稲城市の教育行政というようなかの中では、あわせて載せていきたいと考えておりますので、一つご容赦いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。  
以上でございます。

委員長        ありがとうございます。  
                  では、お願いいたします。

指導室長    主任教諭選考の結果について、報告をさせていただきます。

昨年12月の定例会におきまして、東京都教育委員会では、平成21年4月1日より、新たな人事制度としての主任教諭の任用が始まるという報告をさせていただきました。3月6日でございますが、選考結果について内示がございました。東京都全体では、小学校の受験者が8,770名に対して、合格者が6,978名でございます。倍率は1.26倍でございます。中学校の主任教諭の受験者は4,312人で、合格者が3,286名ということで、倍率が1.31倍ございました。

本市の状況につきましては、小学校は受験者71名に対して、合格者が62名の1.15倍、中学校は受験者36名に対して、合格者30名の1.2倍で、ともに合格率については東京都全体を上回るという結果でございました。  
以上でございます。

委員長        以上で報告事項の説明が終わりました。  
                  質疑等ございましたらお願いいたします。  
                  よろしいですか。  
                  それでは質疑を終結いたします。  
                  学校教育課長。

学校教育課長   すみません、1点お願いします。

お手元に資料として、小学校用務業務のセンター化というA4の1枚の用紙がお手元にあると思うのですけれども、この事業について、21年度から新たな事業展開ということがございますので、ご紹介させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員長 はい、お願いいたします。

学校教育課長 この小学校用務業務センター化ということで、皆様のお手元にいらっしゃると思いますが、この事業につきましては、平成16年から、学校の用務さんを中心とした中で、共同に事業を展開していくというもので、内容的には特に学校の施設清掃的な、また環境美化的なこと、室内のワックスがけだとか、扇風機だとか、そういったものを全員でやっていくというようなことを、平成16年からやってきました。来年から、2班に分けて、年間約40日を共同作業というようなことで実施するものがございます。年間40日なのですけれども、1回に基本的には2班に分けて行っていくというところで、小学校だけで今回行いますので、6人と5人体制になろうかと思えます。

そして、特に今回これをやる上で、用務員ご本人方のいわば技術の関係、また知識の関係というようなこともございますけれども、特に管理者、学校長それから副校長との協議の中で、どういうところを清掃または作業をしたらいいのかというようなところで、ある部分では、学校の施設管理に意識を持ってもらうことも、一つのねらいとなっております。

そういう点では、用務員さんにつきましては、週1回というようなことは大変なことなのですけれども、各学校を5月から年間を通して行っていくというような事業でございます。

これは、21年度から新たに行う事業で、なるべくこの基本に則った中で進めさせていただきたいと。

下に事業規模ということで、21年度予算が、本来ですと議会が終了しませんとご紹介できないのですけれども、全体で168万1,000円ほどの事業費が、今回計上してございます。その内訳としますと、消耗品やら燃料費、それから委託料。これは委託料というのは、破傷風の予防接種、これは今までは、こういった擦り傷だとか切り傷、これでも破傷風には当然ながら罹患いたしますので、そういう点では新年度から破傷風について、ある意味で衛生面の一環というところで設けております。それから、この委託料につきましては、今、小学校が全部で11校ございますが、そのうちの3校につきましては、臨時職員が1校、それから再雇用嘱託員が2校ということがございますので、再雇用それから臨時職員は、週に5日あるところを4日しか出ておりません。よりよい環境と整備という中で、5日目を委託によって、今回雇うようにいたしますというもの



ございます。

そのようなことで、共同作業を積極的に実施するという事です。  
以上でございます。

委員長 報告が2件ありました。  
いかがでしょうか。  
質問等ございましたら、お願いいたします。  
稲垣委員。

稲垣委員 私の理解不足で、補足説明していただきたいのですが、共同作業というのは、年間40日、いろいろな学校の方が2班に分かれて一緒に作業をやっていくということですね。それ以外の日については、自校の分をやってらっしゃる、そのように考えてよろしいですか。

学校教育課長 はい、そのとおりです。

委員長 はい、中田委員。

中田委員 6人で1組のところと、5人で1組の地域、2班に分けるということなのですが、この6人の班がどのように回るのか。共同作業の週と共同作業のない期間があるということですか。

委員長 学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 一応、基本的に5月から行うということで、週1回という位置づけの中で行います。例えば、第一小学校から七小までをA班として、それから城山小、向陽台小学校以降を、5校をB班というようなことで、作業内容等によっては、A班、B班が一緒になって、その学校へ出向くことも、当然協議の中で出てくるというように考えています。ですから、共同作業は週に1回ということの展開でございます。  
以上です。

委員長 よろしいでしょうか。  
他には、いかがですか。  
伊勢川委員。

伊勢川委員 週に一回、最大限11人集まって作業をやるという解釈でいいですか。  
一つの学校に対して。

学校教育課長 はい。

伊勢川委員 それを40回程度行うということですよ。そうすると11校あるので、一つの学校に対して、例えば6人とかで4回くらいは共同でやることができるということですよ。夏ですと草はすぐ生えてしまうので、忙しい季節と比較的忙しくない季節がでますよね。学校の掃除とか整備というのは。そういうのはやはり週に1回は週に1回と一律でいってしまうのですか。それとも8月は月曜と木曜、月曜と木曜と、9月は2週間に1回しかやらないとか。そういう流動的な考えというのはありますか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 私どもご紹介させていただきましたのは基本的事項でございます。ですから学校、また用務員さんとの中で申し出があると思います。内容によっては週2回の内容、3回では用務員さんが疲れてしまうと思うのですけれども、そういうことも当然ながら考えることができます。

委員長 よろしいですか。

新しい試みがスタートするということです。

質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で質疑等を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午後3時3分閉会)